

松浦市における 部活動改革について

松浦市教育委員会

本日の説明内

第1部

1. 部活動改革とは
2. 松浦市改革の進捗について
3. 質疑応答

～ 休 憩 ～

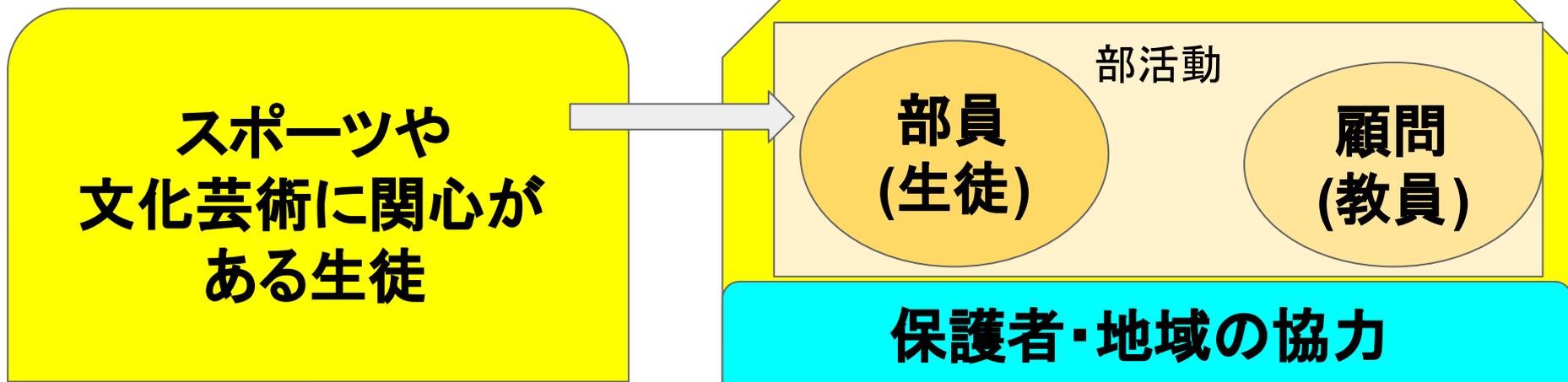
第2部

1. 地域クラブとは
2. 松浦市における地域クラブ支援
3. 質疑応答

第 1 部

1 部活動改革とは

部活動とは・・・



学校が部活動を置くことは、法令上の義務はない。

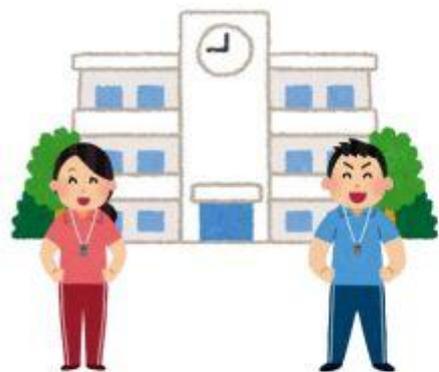
学校の教育活動の一環という位置づけ。

職員の勤務時間外の活動がほとんど。

1 部活動改革とは

部活動改革とは？

学校部活動に代わって、**地域の文化・スポーツ団体等の地域の資源を生かして**、子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも将来にわたり活動を継続して取り組むことができる **環境の整備を進めていくもの。**



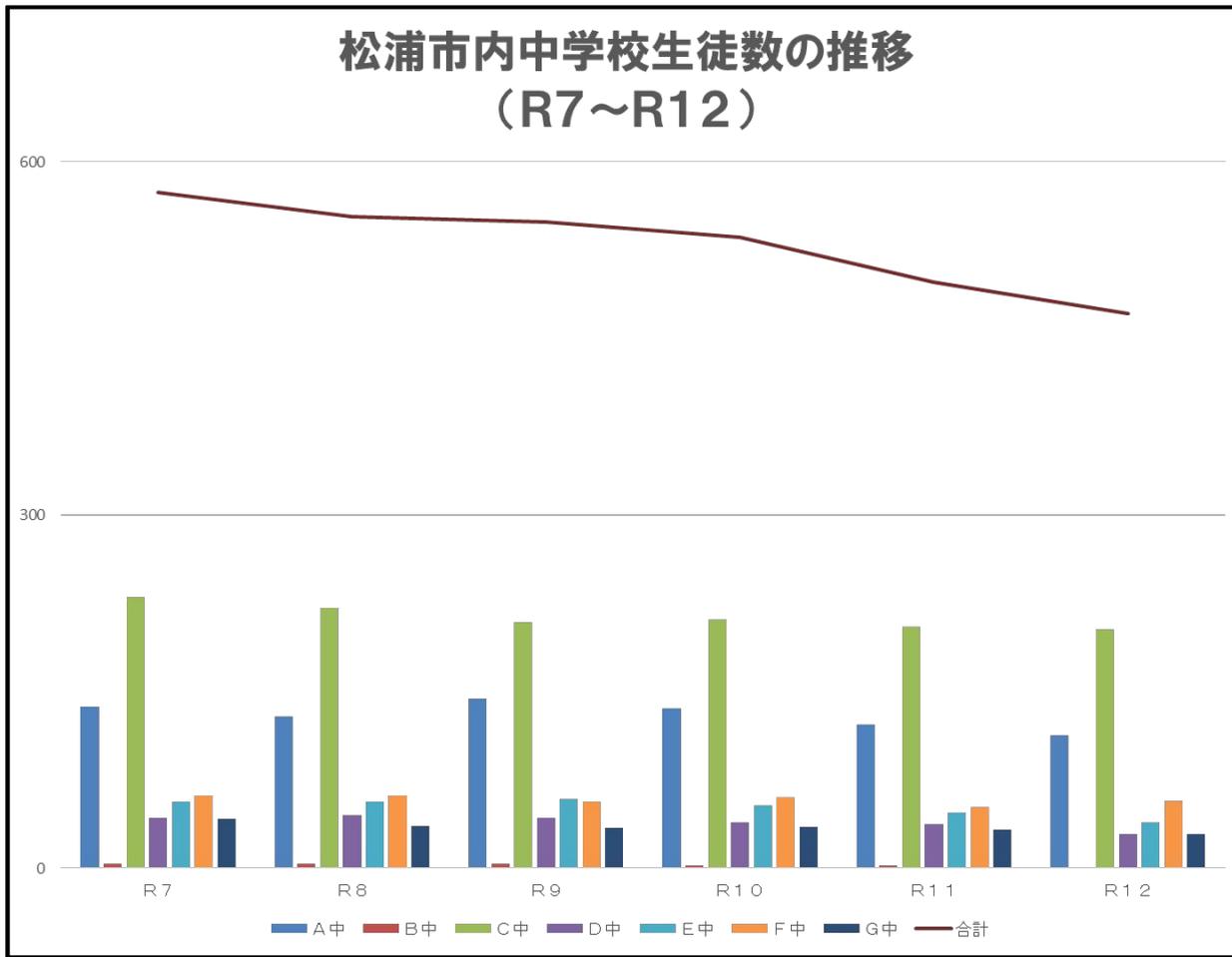
学校での部活動



1 部活動改革とは

なぜ部活動改革が必要なのか？

少子化



1 部活動改革とは

なぜ部活動改革が必要なのか？

少子化

部活動に対する生徒・
保護者の要望の多様化

教員の負担軽減

部活動制度
の
限界

1 部活動改革とは

部活動改革の目標

これまでの部活動の在り方の見直し、
子供たちが自己実現できる活動の場や環境整備



国: 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和 7年12月)

県: 長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

1 部活動改革とは

松浦市としても・・・

- スポーツや文化活動をしたいと思う生徒の活動の場所があり、**継続的にスポーツや文化活動に親しむことができる。**
- 学校、教育委員会、地域クラブ、保護者など **地域全体で子どもたちの活動を支える持続可能な仕組み**がある。
- 学校が本来の教育活動に注力できる環境がある。
・・・ことをゴールイメージとする。

1 部活動改革とは

松浦市での学校部活動と“地域での活動”

部活動

学校部活動

位置づけ	学校教育の一環
運営主体	中学校
活動種目	学校が選択して設置
活動場所	主に中学校内
参加範囲	原則所属校のみ
指導者	教員、外部コーチ
会費	実費程度(大会参加料等)

“地域での活動”

地域クラブ

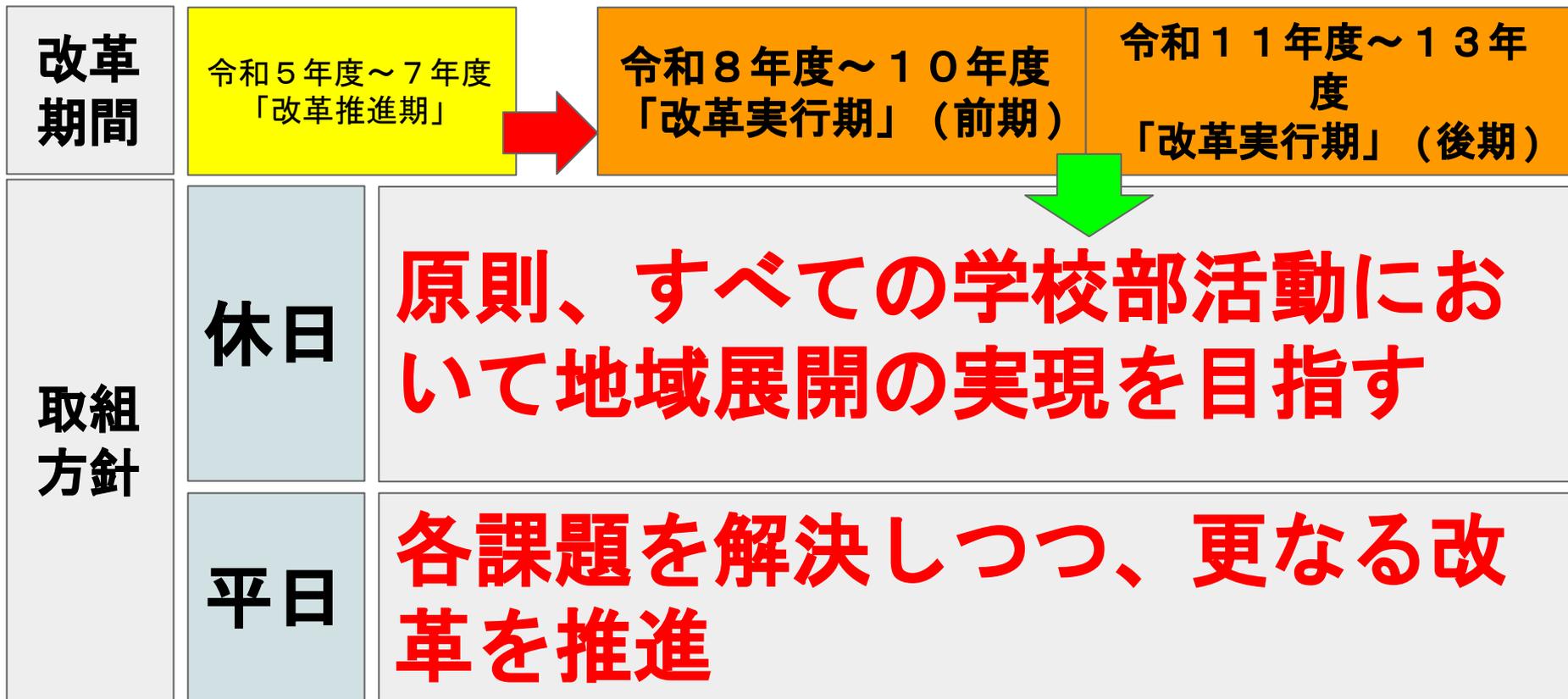
社会教育の一環
様々な主体を想定
多様な種目
各小中学校、公共施設
クラブの規則による
地域の指導者
会費

その他

- 既存クラブ(これまで活動をしてきたスポーツ・文化芸術クラブ)での活動
- 大人が活動しているスポーツ・文化活動の場に中学生も参加させてもらう。
- 家庭での活動(学習など)

1 部活動改革とは

今後の国の方針



1 部活動改革とは

松浦市の方針

国・県の方針に則り・・・

1. 令和8年9月、**土日の活動を『地域での活動』に移行。**
2. 令和11年4月、**部活動を廃止し、『地域での活動』へ完全移行。**

R8年度 (現小6→中1)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
入学↓ 学校部活動 or それ以外選択	松浦市中総体球技・武道大会	松浦市中総体陸上大会	長崎県中総体県大会	中体連九州・全国大会 学校部活動 or それ以外選択	休日の学校部活動廃止

1. 休日の部活動なし。
2. 中体連大会はこれまで通り、休日に開催。
(部活動での出場可。)
3. 中体連大会以外の大会には部活動としては参加しない。また、休日に練習試合等も行わない。
4. 休日に活動をしたい場合は地域クラブとして活動。

1 部活動改革とは

「地域での活動」とは？

1 地域クラブ創設（地域クラブをつくる）

小学校で行われている社会体育の中学校版
多様な形態が想定される

POINT1

中体連大会出場を目的とするクラブかどうか？

POINT2

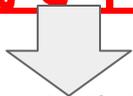
部活動のチームをベースとするかどうか？

1 部活動改革とは

Point2) 部活動のチームをベースとするか？

～部活動のチームをベースと **する場合**～

〇〇中名義で中体連大会に出る or 〇〇クラブ名義で中体連大会に出る



- 平日は部活動顧問がこれまで通り運営、休日は保護者会等が運営をし、地域の指導者が指導。
- 中体連以外の大会は〇〇クラブ名義で出場。
- 学校と連携しながら、生徒はそのままチームの名前と指導者が変わるというイメージ
- 今後の平日移行を念頭に置いた活動計画が必要。

1 部活動改革とは

Point2) 部活動のチームをベースとするか？

～部活動のチームをベースと **しない場合**～

〇〇クラブ名義で中体連大会に出る

- 学校に部活動がない場合等のパターン。
- 0からチームをつくるため、平日のクラブ活動も可。
- 立ち上げの費用等が課題。

1 部活動改革とは

想定される移行後の生徒の選択肢

関係団体
(協会・連盟等)が関わる
“地域での活動”

その他の主体
(保護者会等)が関わる
“地域での活動”

地域クラブ認定制度
指導者人材バンク創設

家庭での活動
(勉強や習い事、家事
など)

既存クラブ(部活改革と
は関係なく、これまでも
活動していたクラブ)で
の活動

松浦市での部活動改革に向けた取組

◆各種説明会◆

- 令和7年度

- 小学校保護者向け説明会

(10月～12月に市内9小学校にて実施)

- 市民向け説明会

- その他各団体等への説明会を随時実施

(市P連役員会、市剣道協会、市バレーボール協会、各地域クラブ等への説明・・・など)

松浦市での改革に向けた取組【R5～R7】

◆制度整備 ◆☆は2部で詳細説明

- 松浦市中学校部活動改革に関する基本方針
- 松浦市地域クラブ認定制度 ☆
- 松浦市地域クラブ指導者人材バンク制度
- 広報資料作成（市HP掲載）
- 松浦市地域クラブ創設等支援補助金制度 ☆

◆地域クラブの現状◆

現在地域クラブ認定を申請・検討中

- 女子バレー『福島 VC』 練習拠点：福島中※県中体連クラブ予選出場
- 男子バレー『松浦 VC』 練習拠点：志佐中等※県中体連クラブ予選出場
- 男女陸上『松浦 AC』 練習拠点：松浦運動公園 G他※県中総体出場選手在籍
- 男女軟式野球『松浦 BBC』 練習拠点：松浦市内中学校 G
- 女子軟式野球『長崎アテナ』 練習拠点：松高 G、市外G等
- 男女剣道『興星館』 練習拠点：星鹿町興星館道場
- 男女剣道『田代クラブ』 練習拠点：旧田代小学校体育館
- 男女 剣道『松浦少年剣道育成会』 練習拠点：松浦市武道場

◆立ち上げを検討中のクラブ◆

男子バスケットボールクラブ

(練習拠点：御厨地区予定)

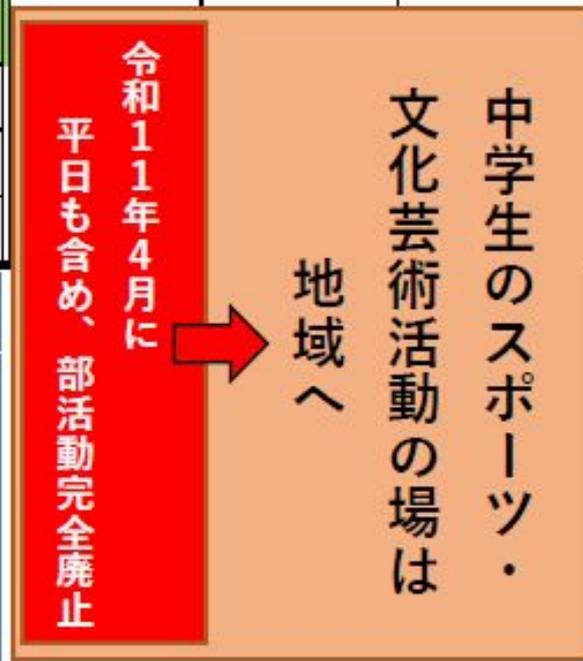
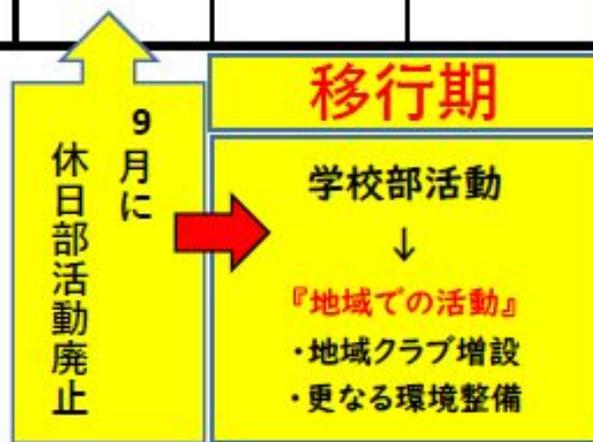
女子バレーボールクラブ1

(練習拠点：御厨・今福地区予定)

女子バレーボールクラブ2

(練習拠点：志佐・調川地区予定)

R7時点	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1
小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
小4	小5	小6	中1	中2	中3	
小5	小6	中1	中2	中3		
小6	中1	中2	中3			
中1	中2	中3				
中2	中3					
中3						



質疑応答

質疑応答

事前質問1

『中総体におけるクラブチームの費用負担増大に対する市の認識と対応方針への回答をお願いします。
また、市の施設使用における使用料無料化の検討をお願いします。』

質疑応答

事前質問2

『新しく活動する時の場所は 市の方で対応してくれるのか？』

事前質問3

『男子バスケットボールの地域移行に関する現在の状況と今後の予定について知りたいです。』

質疑応答

第 2 部

● 地域クラブとは？

クラブ

地域クラブ

部活動の地域展開に伴い、
発足したクラブチームで
“松浦市地域クラブ認定制度”
により認定を受けたクラブ

既存クラブ

地域展開とは関係なく、
昔から活動してきたクラブ
(習い事等も含む)

市外のクラブ

● 松浦市地域クラブ認定制度 について

(認定要件)

- 1) **松浦市内の中学校に在籍する全ての生徒が希望に応じて加入することができること。**
(入会を限定しない。)
- 2) **松浦市内の中学校に在籍する生徒が所属** していること。
(市内中学生が一人でもいれば○、小学生・高校生可、他市町の中学生可。)

● 松浦市地域クラブ認定制度について

- 3) 所在地及び活動拠点が原則として松浦市内であること。
- 4) 営利を目的とした運営でないこと。
- 5) 役員及び指導者は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 6) 持続可能なクラブの運営を目指し、**複数の役員や指導者が運営に携わっている** こと。

● 松浦市地域クラブ認定制度について

7) **年間を通じて、週1回以上の活動日** を設けていること。

(臨時的なクラブは認められない。持続可能な運営をお願いしたい。)

8) **「松浦市中学校部活動改革に関する基本方針」** を遵守して活動すること。

(市HP参照。例えば平日に1日、土日どちらかに休養日を入れる等)

● 松浦市地域クラブ認定制度について

9) 次の要件を満たす **規約、会則等を作成** しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

- **目的**が記載されていること。
- **入退会**について記載されていること。
- **会費**について記載されていること。
- **役員として代表者、会計担当者及び監事を置くことが記載されていること。** ただし、監事が代表者又は会計担当者を兼ねることはできないものとする。
- **総会及び会計監査の実施**について記載されていること。
- 生徒の活動内容や活動実績について、**その生徒の所属校と必要に応じた情報共有について記載** されていること。

● 松浦市地域クラブ認定制度について

10) 教育委員会が主催する **指導者研修**を受講した、又は受講する予定の役員又は指導者が**運営**すること。

11) 学校管理下の怪我等に適用される災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全**保険**等に参加すること。

● 松浦市地域クラブ認定制度について

認定要件を満たし、必要書類を提出（認定申請）



教育委員会にて審査



地域クラブへ認定と認定有効期間の通知

※申請して認定された年度末までが有効期間

※有効期間の3か月前から1か月前までの間に更新申請

● 地域クラブへの支援

1. 広報活動支援

(ホームページ等でのクラブ紹介)

2. 市からの地域クラブ運営に関する情報提供

(中体連関係情報や指導者研修等の情報提供)

3. 地域クラブ創設相談

(”地域クラブをつくるには？”等の相談受付)

4. 地域クラブ創設等支援補助金

(地域クラブの立ち上げや運営に必要な資金の一部を市が時限的に補助)

地域クラブ創設等支援補助金について

- 創設費と運営費の2種類を補助
 - **創設費**
＝立ち上げに必要な用具類の購入に要する経費
 - **運営費**
＝登録費、指導者謝礼、交通費、資格取得に要する経費、離島在住中学生の移動に要する経費、保険料、消耗品費、大会参加料、会場費 等

● 創設費

補助率 ➡ **対象経費の10分の10以内**

※会員数によって下記金額が上限

会員数 1～5名の場合は10万円

会員数 6～9名の場合は15万円

会員数 10名以上の場合は20万円

※申請は1回限り

地域クラブ創設等支援補助金について

● 運営費 補助率⇒対象経費の2分の1以内

※申請回数によって下記金額が上限

- 1回目 → 15,000円 × 会員数 又は 15万円の低い方
- 2回目 → 10,000円 × 会員数 又は 10万円の低い方
- 3回目 → 5,000円 × 会員数 又は 5万円の低い方

- ▲申請は同一年度内1回限り。
- ▲連続した3年間で通算3回まで。

● 運営費

- 3年間で補助金額が減額する仕組み



- 3年間かけて自走できるクラブ運営を
 - 会費等の金額を検討
 - 持続可能なクラブマネジメント

創設費及び運営費の1回目の交付申請については、申請期限を令和11年度末とする。

質疑応答